

令和5年4月28日
九州地方整備局
長崎河川国道事務所

国道34号長崎県長崎市桜町～万才町の区間における 歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）の指定について

賑わいのある道路空間創出のため、国道34号長崎県長崎市桜町～万才町の区間（L=749.3m）において、歩行者利便増進道路（ほこみち）を指定しました。今後も地域の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

○国土交通省では、道路法の一部を改正する法律（令和2年5月27日交付、11月25日施行）により、賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を創設しました。

○今回、国道34号において歩行者利便増進道路の指定を行いました。ほこみちに指定された道路では、賑わい創出、地域活性化に資する、道路の魅力的な活用を実施していきます。

<ほこみち指定箇所>

路線名

国道34号

場所

長崎県長崎市桜町～万才町



【問合せ先】：国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所

技術副所長 こだま ゆういち
児玉 祐一
(代表) 電話：095-839-9211

計画課長 こやなぎ まこと
小柳 誠

(直通) 電話：095-839-9861 FAX：095-839-9648

E-mail：qsr-nagasaki@ki.mlit.go.jp URL：<http://www.qsr.mlit.go.jp/nagasaki/>

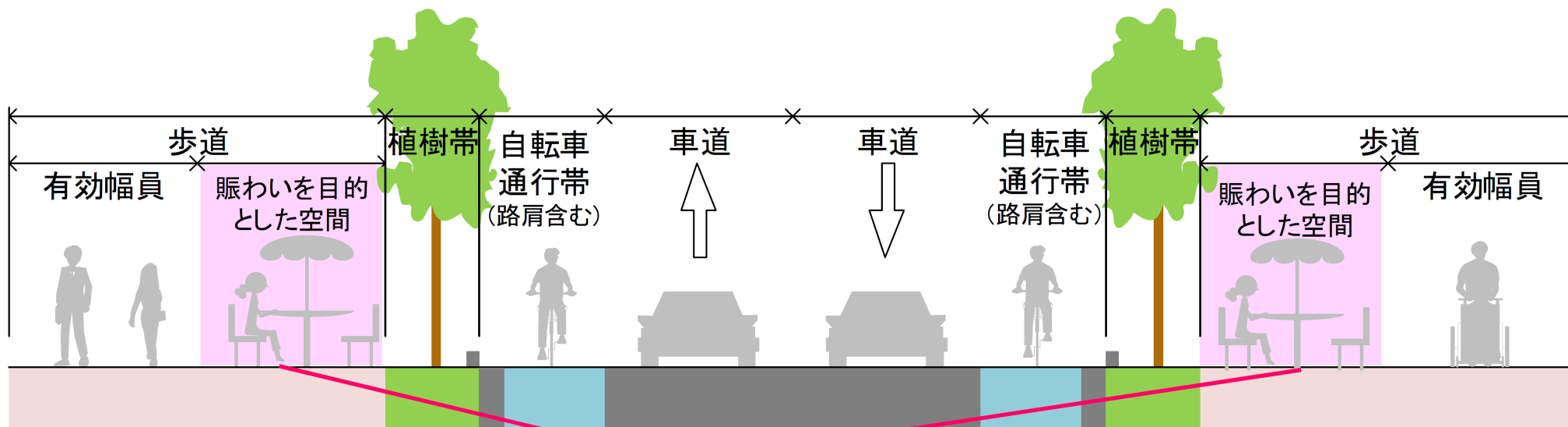
歩行者利便増進道路(ほこみち)制度

- ・“歩行者利便増進道路（通称；ほこみち）”は、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するものです。
- ・道路法等の一部を改正する法律（R2.5.27公布、R2.11.25施行）により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設しました。

【構造基準に関する特徴（メリット）】

- ・車線を減らして歩道を広げるなどして、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を定めることが可能となります。

※道路構造の変更がなくても、ほこみちは指定可能です



歩行者の利便増進を図る空間

歩行者利便増進道路(ほこみち)制度

指定区間 位置図

